

三重県(事務局) 皆様におかれましては、お忙しい中ご出席いただき誠にありがとうございます。

【～年度当初のため、自己紹介～】

三重県開発審査会条例第4条第2項の規定により会長及び3人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができないとされています。本日は1名欠席ですが、会長及び5人の委員が出席していただいておりますので、本日の審査会は成立することを報告させていただきます。

本日ご審議いただきますのは包括議決案件が三重県21件、津市7件、桑名市3件、鈴鹿市17件です。なお、本審査案件は、三重県2件です。

審議については、「三重県開発審査会の公開に関する方針」により、包括議決案件が公開となります。

本日の傍聴者は、お見えにならないということをご報告させていただきます。

それでは、条例第4条第1項により会長が議長となるとされていますので、ここからの議事進行を会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いたします。

会長 まず、前回、第221回開発審査会の議事録及び審議概要のご確認をお願いいたします。
事前にご確認いただいているかと思いますが、なにか修正等がございますでしょうか。

会長 それでは、修正等がないということで、これにて第221回開発審査会の議事録及び審議概要を確定したいと存じます。

次に包括議決案件について、まずは三重県分からご説明をお願いします。

三重県(処分庁) (包括議決案件 21件の報告)

会長 ご質問等ございませんでしょうか。

会長 それでは、次に津市分の説明をお願いします。

津市(処分庁) (包括議決案件 7件の報告)

会長 ご質問等ございませんでしょうか。

会長 それでは、次に桑名市分の説明をお願いします。

桑名市 (処分庁)	(包括議決案件 3 件の報告)
会 長	ご質問等ございませんでしょうか。
会 長	それでは、次に鈴鹿市分の説明をお願いします。
鈴鹿市 (処分庁)	(包括議決案件 17 件の報告)
会 長	ご質問等ございませんでしょうか。 それでは、三重県 21 件、津市 7 件、桑名市 3 件、鈴鹿市 17 件の包括議決案件の報告を終了します。

※これより先は、個人及び法人の許可申請に係る妥当性及び適合性を審査するものであり、個人情報及び法人の利益に関する情報が含まれる事項について取り扱うものであることから、三重県情報公開条例第 27 条第 1 号の規定に基づき、非公開として取り扱っています。

※都市計画法第 29 条第 1 項の規定に基づく開発行為許可申請に関する議案

- ・申請地：員弁郡東員町地内
- ・建築物の用途：介護付有料老人ホーム（定員 80 人）
- ・主な意見や質問は、次のとおりでした。
議案（鑑）における既存施設の許可された面積の記載について

※都市計画法第 43 条第 1 項の規定に基づく建築行為許可申請に関する議案

- ・申請地：松阪市内
- ・建築物の用途：住宅型有料老人ホーム（定員 38 人）
- ・主な意見や質問は、次のとおりでした。
近隣の農業用ため池について懸念する意見の確認について
介護施設としての適切な施設運営や人員配置について（長寿介護課）